

令和5年第9回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月19日(火) 午前9:00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員(12人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	森 清弘
	3番	福山 宣太
	4番	
	5番	義山 太志
	6番	
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	樺山 哲博
	10番	實 穰二
	11番	政岡 廣子
	12番	柿山 あゆみ
	13番	中 佐奈枝
	14番	谷村 里香

推進委員(4名)

	1番	琉 将士
	2番	幸山 真悟
	3番	
	4番	
	5番	東 翼
	6番	重 翔太

4. 欠席委員 4番 田中 秀樹、6番 藤島 正廣
欠席推進委員 3番 常 隆造、4番 實村 秀樹

5. 議事日程

- 第1 農地法第3条許可申請について(6件)
- 第2 現況証明願いについて(1件)

第3 非農地証明願いについて（2件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁
主 事 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和5年第9回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。伊仙町の新庁舎も完成したということで移転の方、職員の皆さんでやっているということでもありますので、来月は新しい庁舎で農業委員会も開催されるのかなあというふうに期待しているところであります。

また農繁期というか、今の作業はバレイショの準備等、畜産においては牧草の収穫で大変お忙しい時期ではございますが、お集まりいただきありがとうございます。定刻を大分過ぎておりますので、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中4名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長をお願いいたします。

議 長 それでは、さっそく議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご意義ございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、3番委員、14番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法3条許可申請は、1議案6件です。

議案第1号について、受付番号57号から62号は所有権移転に関する件です。

受付番号59号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人も目手久在住です。

申請農地は大字目手久の畑で面積は7,862㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号61号は、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は933㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号58号は、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は2,756㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号60号は、譲受人は阿三在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は9,255㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号57号は、譲受人は阿三在住で、譲渡人は京都府在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は3,633㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号62号は、譲受人は崎原在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は632㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

受付番号57号から62号は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号59号は私の方で担当委員になっていますので説明します。

1番 農地法第3条許可申請59号について、ご説明いたします。先日、5番委員、2番推進委員と共に調査の結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

なお、現況は上のソクタ字の3筆は一枚の畑で、今からバレイショを植え付け

る予定で耕運されていまして。下の字はですね。キビを植え付ける予定だそうですので、よろしくお願いいたします。

5 番 農地法第3条許可申請59号について、只今、1番委員の説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより受付番号59号について、質疑に入りますが皆様方から何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号59号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号59号は、決定いたしました。
次に受付番号61号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 農地法第3条許可申請第61号について、ご説明いたします。
先日、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条第2項各号に抵触しませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。また、現況としましては、3、40年前から耕作はなされておらず、既に森林化、大木が生えており森化している状態でした。【※補足：その後、伐採し耕作予定】以上です。

9 番 61号については、今、7番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号61号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号61号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号61号は、決定いたしました。
次に受付番号58号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 農地法第3条許可申請58号について、ご説明いたします。先日、2番委員、4番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触しませんので、よろしくをお願いいたします。なお現況としましては、半分はジャガイモを準備して耕運されてる状態で、あとの半分はキビが作付けされてありました。以上です。

2 番 只今、7番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号58号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号58号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号58号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号60号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 農地法3条許可申請60号について、説明いたします。先日、7番委員、4番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様のご審議よろしくをお願いいたします。畑の現況といたしましては、上からサトウキビ、2番目がソルゴーが植えてあってジャガイモの準備。これからするそうです。3番目もサトウキビが生えてます。以上です。

7 番 農地法第3条許可申請60号については、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号60号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号60号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号60号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号57号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番 57号について、説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。現況は、大分、昔から家が建ってる状況です。【※補足：一枚畑に今回3条申請の耕作されている番地と今回現況証明願いの昔から家が建っている番地がある。】4番委員は欠席です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号57号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号57号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号57号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号62号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地法3条許可申請62号について、ご説明します。先日、10番委員と6番推進委員と共に調査をした結果、農地法第3条第2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしく申し上げます。現況といたしましては、何も耕作して

いない荒地の状態です。今後の活用については、検討中とのことです。

10番 只今、12番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号62号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号62号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号62号は、原案のとおり決定しました。
これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。
次に日程第3議案第2号「現況証明願いについて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いについては、1議案1件です。議案第2号について、受付番号11号は、お手元の資料のとおりで、畑から宅地への地目変更になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号11号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番 現況証明願いについて、11号について、説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりで何ら問題無いと思われま。皆様方のご審議よろしく願います。現況は、先程、3条申請でありました畑の部分を宅地に変更するとのことです。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号11号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号11号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号11号は申請書のとおり決定いたしました。これで日程第3議案第2号「現況証明願いについて」を終了いたします。次に日程第4議案第3号「非農地証明願いについて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いについては、1議案2件です。議案第3号について、受付番号1号から2号については、お手元の資料のとおりです。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号1号、2号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番 非農地証明願い1号、2号について、ご説明いたします。先日、1番委員、2番推進委員と調査いたしました。申請書のとおりで、この状態では石とか雑木が生い茂っていて、とてもじゃないですけど農地としては利用できない状況になります。以上です。よろしくをお願いいたします。

1番 非農地証明願い1号、2号については、只今、11番委員のご説明のとおりでございますので皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、受付番号1号、2号について、質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。それでは、受付番号1号、2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、1号、2号は原案のとおり決定いたしました。
日程第4議案第3号「非農地証明願いについて」を終了いたします。
これで議事は、終了いたしました。
その他に入りますが、何か皆様方の方からございませんですか。よろしいですか。無いですか。その他。無ければ終了いたします。
これで総会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。